

○財務省告示第三十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年一月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第五百五十九回）  
二 発行の根拠  
法律及びその法律の根拠  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第三条第一項及び特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十七条  
第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格競争入札の募入の決定をした  
格競争入札発行という。及び価  
格競争入札発行の募入の決定をした  
う。による発行（以下「価格競争  
入札発行」という。）、価格競争  
入札と同時に行われる入札であ  
つて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした







$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十九年一月十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十八年十二月二十日	る利息を支払う。六月間に属す
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年六月二十日及び十二月二十
					子の
					後第二期